

西東京市児童発達支援センター配食業務委託企画提案競技実施要領

1 趣旨

西東京市児童発達支援センターの給食事業に必要な配食業務の委託事業者を公募型企画提案競技により選定する。

2 委託業務の概要

- (1) 業務委託名
西東京市児童発達支援センター配食業務委託
- (2) 業務内容
別紙「西東京市児童発達支援センター配食業務委託仕様書（案）」のとおり
- (3) 契約期間
契約締結の日の翌日から令和9年3月19日まで
ただし、事業実績の内容を精査の上、令和12年度までの単年度ごとの契約を検討する。
- (4) 配食1食分の上限額
462円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

次の要件の全てを満たす事業者を、参加の要件とする。

- (1) 配食業務を提供できること。
- (2) 受託事業の業務責任者を配置すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (4) 直近3年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 参加意向申出時点において、西東京市の一般競争入札の参加停止又は指定競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 参加意向申出時点において、西東京市契約における暴力団排除措置要綱（平成26年4月1日制定）による入札参加排除措置を受けていないこと。
- (7) 参加意向申出時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（会社更生法の更生手続開始の決定、民事再生法の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 業務の実施に関して法令上必要とする許可等を受けていること。
- (9) 調理から配達までの一連の業務すべてを事業者の責任において実施できること。
- (10) 栄養士の作成した献立に基づいて調理した食事を提供できること。
- (11) 本委託事業者の選定を行う選定委員及びその家族の属する団体でないこと。

4 日程

公募開始（公表）	令和8年3月10日
質問書提出締切	令和8年3月13日
質問回答	令和8年3月16日
企画提案競技参加申込書及び企画提案書等提出締切（郵送又は持参）	令和8年3月19日

審査	令和8年3月26日
審査結果通知	令和8年3月30日

5 質問の受付及び回答

本企画提案競技に関して質問がある場合は、次により行うこと。

(1) 質問方法

質問書（様式5）に必要事項を記入し、令和8年3月13日（金）正午までに次の提出先メールアドレスに、電子メールで提出すること。

<提出先メールアドレス>

E-mail : hiiragi@city.nishitokyo.lg.jp

なお、電子メールのタイトルは「【西東京市児童発達支援センター配食業務】質問書の提出について」とすること。電話、FAX及び訪問による質問は一切受け付けない。

(2) 回答方法

質問があった場合には、全ての質問及び回答を、令和8年3月16日（月）までに、市ホームページに掲載する。

6 参加申込手続

本企画提案競技に参加を希望する事業者は、次の書類及び配食見本を提出先に提出すること。

なお、配食見本（提出3食分）の提出日時については、本企画提案競技に参加申込手続を行った事業者に別途通知する。

(1) 書類

①	様式1～4	各1部	※別紙「企画提案書等作成について」をご確認ください。
②	企画提案書	6部	
③	参考見積書	2部	
④	配食の写真	2部	
⑤	その他資料	任意	※パンフレット等

<提出期限>

令和8年3月19日（木）午後5時まで（郵送又は直接持参）必着

<提出先及び受付時間>

西東京市児童発達支援センターひいらぎ

〒202-0005 西東京市住吉町六丁目15番6号 住吉会館ルピナス

月曜日から金曜日の間の午前9時から午後5時まで

(2) 配食見本

配食見本	3食分
------	-----

<提出日時>

詳細については、本企画提案競技に参加申込手続を行った事業者に別途通知する。

<提出先>

西東京市児童発達支援センターひいらぎ

〒202-0005 西東京市住吉町六丁目15番6号 住吉会館ルピナス

7 選考の概要

(1) 選考方法

西東京市児童発達支援センター配食業務委託事業者選定委員会が、企画提案書、その他の提出書類及び配食見本について審査を行い、合計点数が最も高い事業者を第一位の受託候補者、二番目に高い事業者を第二位の受託候補者として選定する。

(2) 選定結果

次の期日に電子メールで全事業者に選定結果を通知するとともに、審査結果を市ホームページで公表する。選定された事業者は、通知後速やかに、後記11の「問い合わせ先」の担当まで連絡をすること。

選考結果の通知 令和8年3月30日（月）（予定）

なお、選定結果に関する質問、開示等は一切受け付けない。

8 決定手続き

選定における上位の受託候補者から協議を行う。

市は、選定結果第一位の受託候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は、当該受託候補者から見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託を締結する。契約に係る手続きについては、西東京市契約事務規則に基づくものとする。

なお、当該受託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合、又は前記3の「参加資格」を満たさないと判断した場合、若しくは不正が認められる行為が判明した場合は、候補者の選定を取り消すこととする。

9 欠格事項

次に挙げる事項に該当する場合は、本企画提案競技を失格とする。

- (1) この要領に定める手続以外の方法により、市職員及び市関係者に本企画提案競技に対する説明を求めた場合
- (2) 提出された見積書の見積額が、配食1食分の上限額を超過している場合
- (3) 提出方法及び提出期限に適合しない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 提出された書類が、仕様書に基づく提案となっていない場合
- (6) 不正行為が行われたと認められる場合

10 その他

- (1) 本事業は令和8年度西東京市一般会計予算の成立が前提となり、当該予算の効力が発生した後に、契約手続きを行う。よって、予算不成立の場合は、契約ができないものとする。
- (2) 企画提案競技の参加に要する費用については、全て参加事業者が負担する。
- (3) 提案された企画提案書等は全て返却しない。
- (4) 審査の経緯及び選定結果に関する質問、開示、異議等については、一切回答は行わない。
- (5) 企画提案競技の辞退をする場合は、後記11の「問い合わせ先」の担当まで連絡のうえ、辞退届（様式6）を提出すること。

11 問い合わせ先

西東京市子ども若者部子ども家庭課発達支援係 担当：丸畑・鈴木

E-mail：hiiragi@city.nishitokyo.lg.jp

電話：042-422-9897（直通）